

2008年度（平成20年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2008年度（平成20年度）第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2008年（平成20年）5月20日（火）午前10時～午前11時25分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員

中山委員，三谷委員，西原委員

4 出席した職員

建設管理部長，土木部長，農林土木部長，建築部長，水道局業務部長，水道局工務部長，建設政策課長，契約課長，技術検査課長，道路建設課長，港湾河川課長，農村総合整備担当課長，設備課長，水道局経理課長，水道局西部営業所長

5 会議の概要

（1）2007年度（平成19年度）の契約状況等について

契約課長から次のとおり説明を行った。

昨年度の福山市発注分の入札件数は1,023件で，落札率は74.80%，水道局発注分については入札件数239件で落札率が83.26%であった。

2004年度から2007年度までの4年間の落札率を比較したところ，福山市発注分について，2007年度は2004年度と比べ，約15.7ポイント，2005年度と比べ，約12.6ポイント，2006年度と比べ，約5.7ポイントの大幅な低下が見られた。また，水道局発注分についても，4年間で約9.2ポイントと大幅な低下が見られた。

このことは，これまで条件付一般競争入札や公募型指名競争入札の段階的な拡大，電子入札の導入，閲覧室での閲覧廃止など，当委員会の意見を踏まえながら積極的に入札制度の改革に取り組んできた成果だと考えている。

本年度においては，全ての建設工事の入札を原則条件付一般競争入札とすることや，最低制限価格の見直しを行った。昨年まで指名競争入札で発注していた設計金額1千万円未満の案件について見ると最低制限付近での応札が多数あり，より競争性の確保できる制度となったものと考えているが，本年度から最低制限価格を引き上げたこともあり，現時点で全体の落札率を予測するのは困難なため，次回の委員会において報告させていただきたい。

（2）前回の委員会で要望又は指摘のあった事項について

契約課長から次のとおり説明を行った。

各案件の失格者数の表示について，発注工事一覧表を変更し，失格又は無効数を追加している。

(3) 抽出案件の選定理由について

西原委員から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札から、入札参加の業者が1社であり予定価格が高く、落札率も高いものを1件選定した。指名競争入札から、落札率が特に高いものを1件、また複数企業が入札に参加しているにもかかわらず、同一地区内の工事を同じ業者が落札しており、その中から1件を選定した。また、随意契約からは、通常の設定工事と思われるのになぜ随意契約としたのかその理由を確認するため、1件選定した。水道局発注分については、随意契約とした理由を確認するため、1件選定した。

(4) 抽出案件の審議

- ア．漁港改修工事(田尻漁港)(19-4工区)
- イ．道路改良工事(坪生25号線・19-1)
- ウ．山方集落道改良工事
- エ．福山市庁舎4階電算事務室系統他空調機改修工事
- オ．配水管布設工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長が各々の発注した工事について説明を行った。

(5) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

指名除外措置運用状況について、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(6) 次回委員会の開催日時について

7月下旬から8月上旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(7) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

次回の事案の抽出は、本年4月から6月分を対象として、竹田委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 抽出案件の審議

ア 漁港改修工事(田尻漁港)(19-4工区)について

Q1 抽出案件は入札参加業者が1社しかおらず競争入札になっていないのではないかと、また、落札率が高い。

A1 田尻漁港改修工事は、2003年度(平成15年度)から年次的に整備を行っている事業であり、今回の主な工事内容は、田尻漁港の航路を浚渫し、その浚渫土4万2千 m^3 を走島町まで運搬し、固化処理し埋め立てするものである。そのため、本市の関係要綱等に基づき、入札参加資格として直近10年以内の管中混合固化処理工法又は空気圧送工法の元請としての施工実績を求めた。

入札参加資格設定にあたり、事前に施工実績を確認したところ、実績を有する者は15

社程度あったが、防衛施設庁発注の工事や名古屋市の地下鉄工事にかかわって、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことなどにより、本市において指名除外措置を行った者を除くと、対象は6社であった。入札参加について数社の応募を予想していたが結果的に1社しか応募がなく、他の業者については手持ち工事の関係があったものと考えている。入札参加者が1社の入札で、競争性は確保されるのかということについて、一般競争入札は広く公告して入札者を募集するものであり、入札者は他に入札者があることを予想しこれと競争する意思を持って入札に参加しているはずであり、競争性は失われていないとして、本市では、1社であっても有効としている。

また、落札率が高いとのご指摘については、工法が管中混合固化処理工法という特殊な技術を有するものであり、施工者が限られたことによるものではないかと考えている。

Q 2 この工事についてまとめて発注する必要があったのか。入札しやすいよう分割して発注するなどの考慮はできなかったのか。

A 2 今回の工事は、田尻漁港の航路浚渫としてクラブ浚渫船で延長約880m、幅約30m、深さを50cmから2m程度を掘り、その土を運搬船で走島町まで運び、空気圧送船のプラントでセメントと混合して埋め立て地へ搬入する作業である。分割発注しなかった理由は、第1点として、固化しない浚渫土の仮置きができず、連続して一体処理する必要があること、第2点として、仮に浚渫と管中混合固化を分割し発注した場合の経費を積算してみると、クラブ浚渫船及び空気圧送船それぞれの回送費がかなり必要となり、また掘削する際の汚濁防止対策費も必要となり、約1千6百万円余分にかかるため経費節減から一括して発注した。

Q 3 入札参加者が1社しかなかったことについて、時期的なものの影響があるのか。

A 3 海の工事は、海苔の養殖等で施工時期が限定される。作業船も特殊なものであり手配がつかなかったのではないかと考えている。

Q 4 田尻漁港改修工事は1工区から4工区まで発注しているが、他の工事との関係について説明してほしい。

A 4 本抽出案件の19-4工区は、浚渫工事で発注した。19-3工区は、護岸工事として土木一式工事で発注し、19-2工区は、2003年度に基礎工事から始めた本工事の最終的な工事である物揚場の工事であり、土木一式工事として発注した。19-2工区は、潮の干満を考慮しながら作業船による工事が必要となるため、海岸又は港湾、漁港工事の実績を求めた。19-1工区については、前年度に実施した埋立工事の沈下の激しい箇所について沈下を防止するための押さえ盛土工事であり、土木一式工事で発注した。

Q 5 浚渫について引き続き行うのか。また浚渫の深さ調整はどのようにやるのか。

A 5 浚渫はこの工事で完了する。深さ調整については、水深2.5mを確保するため、海底地盤から浅いところで50cm、深い所で2.1m程度掘っている。港に近いところほど水深確保のため掘ることとなる。実際は計画土量よりも増えることになる。

Q 6 多めに掘るということだが、埋立地に搬入可能か。

A 6 走島漁港の埋立工事は県が2年前から実施している工事で、他地区からも土を搬入しており、まだ余裕があり、今回の浚渫の土量が増えても問題はない。

Q 7 一回浚渫すれば何年持つのか。

A 7 明確には言えないが、20年から30年程度ではないかと考えている。

イ 道路改良工事（坪生25号線・19-1）について

Q 8 指名競争入札は全体的に落札率が高いが、中でもこの案件は落札率が高い。入札業者数が7社あるにもかかわらず、このように落札率が高くなる理由はなぜか。

A 8 あくまでも推測ではあるが、この工事は全線田の中の地質が大変悪い場所で、田植え時期までに田に隣接する水路や擁壁を完成させなければならない工事のため、いずれの業者も受注意欲を示さなかったものではないかと考えている。また、最低の価格で入札した者が2社あり、くじにより落札決定したということからしても入札意欲がなかったのではないかと考えている。一般的には施工場所に近い者が強い受注意欲を示すが、今回はそうではなかったものと思う。通常、指名競争入札の場合、落札率は高くても95～96%程度であり、受注意欲がない場合は予定価格付近での入札となるようである。入札意欲がなければ辞退することを認めているが、辞退を繰り返す場合は、市としては受注意欲がないものとして指名について考慮することもある。業者としては辞退を繰り返すと、市から指名してもらえなくなるのではないかとの思いで応札しているようである。

本年度から全ての建設工事について、原則条件付一般競争入札で発注しており、競争性が向上するものと考えている。

Q 9 くじで落札者を決定したというが、そのくじの仕方を説明してほしい。

A 9 落札となるべき同価の者がいるときは、まずくじを引く順番を決めるくじを引き、次に、落札者を決定するくじを引き落札を決定している。当該入札者が立ち会っていない場合は、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定している。地方自治法施行令により、落札となるべき同価の者がいる場合、直ちにくじを引かせて落札者を決定することとなっている。

Q 10 この場合くじで負けた者にはくじで負けたという結果の通知はなされるのか。

A 10 落札者及び落札金額の通知がなされ、入札結果については、電子入札システムで確認できるようになっている。

Q 11 以前は同価の場合はその入札者がくじを引いていたのか。

A 11 電子入札にする以前は、すべての入札参加者が一堂に会しており、同価の場合はくじを引いていた。

同価の者が2社または数社あるということは、話し合いのなされたおそれは少ないのではないかと考えられる。

Q 12 指名業者をC、D等級に限定した理由はなにか。低い等級の者にも入札の機会を与える配慮からか。

A 12 等級別の発注標準金額を設け、発注金額に応じた等級の業者を指名している。

Q 13 業者数が足りない場合は地域を広げるのか、上位の等級から指名するのか。

A 13 基本的には地域を広げるが、例外として工事場所に直近の業者がいる場合は対応等級より上位等級を指名できるものとしている。

Q 14 一般競争入札では発注基準以外の等級の者が入札に入ってくるという可能性はあるのか。

A 14 条件付一般競争入札では、発注金額に応じた等級の者を入札参加要件としている。

ウ 山方集落道改良工事について

Q 1 5 この1月から3月までの間に指名競争入札方式で発注した、芦田町内の工事9件の内5件を同一業者が受注しており、落札率もほぼ同じである。複数の業者が入札に参加しているにもかかわらず、このような独占状態になるのは問題があるのではないか。

A 1 5 指名競争入札における業者選定については、ブロック内での指名を原則として、当該発注等級に属する者の内、工事場所に近い業者を選定することとしている。ご指摘のあった工事については、標準指名業者数を満たすため、近隣の駅家町や新市町の業者も指名したが、入札結果を見る限り、同町内の業者以外は受注意欲を示さず、施工場所に一番近い当該業者が落札している。市の中心部等と比べ競争意識が低く、地域を限定した発注方法に課題があるものと考えている。

しかし本年4月から入札に付する建設工事については、原則条件付一般競争入札で発注することとし、地域に限らず市内に本店を有する者なら誰でも参加可能なものとしており、推移を見守りたい。

Q 1 6 業者は地縁というか地元との結びつき強く、入札方法が変わっても地元の業者が落札する状況が残るのではないか。市としてはこのような状況は改善されると思っているのか。改善されなければ何らかの方策をとることを考えているか。

A 1 6 昨年、条件付一般競争入札で発注した1千万円以上の芦田町内の土木工事について、施工場所以外の業者が受注している例もあり、1千万円未満の工事についても施工場所以外の業者が落札する可能性があるものと考えており、その結果を見守りたい。

Q 1 7 この時期に芦田町内での工事が集中した理由は何か。

A 1 7 今年1月から2月の間に工事発注が集中しているのは、地元との用地買収等の協議がなかなか整わず発注が遅れ、適正工期の取れるタイムリミットとなったことによるものである。

Q 1 8 指名競争入札はこの3月31日で終了したのか。

A 1 8 合併特例措置の残る神辺町内の5千万円未満の工事については、今年度末まで指名競争入札で発注する。また、条件付一般競争入札で発注した案件に応募がない場合、条件を緩和して再度発注するが、それでも応募がない場合は指名競争入札で発注することになる。それ以外は原則条件付競争入札で発注する。

エ 福山市庁舎4階電算事務室系統他空調機改修工事について

Q 1 9 通常の空調設備工事にもかかわらず随契とした理由はなにか。

A 1 9 この工事は個別で運転する冷暖房機の改修ではなく、庁舎全体の冷暖房熱源を用いた空調システムの部分改修である。各階の空調負荷に対応した能力を保持できるよう個別に設計製作されてシステムであり、庁舎の空調システム全体に精通した技術を必要とする。また、改修後の性能確保や瑕疵担保責任を明確にする必要があること、工事施工は、土曜日、日曜日の限られた時間内に行わなければならないことから、システム全体に精通している者と随意契約した。

Q 2 0 これまで、市庁舎の空調工事が同じ業者に発注されていないか。

A 2 0 2006年度を除き2000年度から毎年度、劣化の激しいものについて年2台程度同一業者が改修している。

- Q 2 1 随意契約理由として、早急に改修する必要があるためということだが、メンテナンスや耐久性の情報はあるはずで、早急になる理由がわからない。定期的に改修しているのであればそこだけ急に劣化して早急に改修する必要はないのではないか。
- A 2 1 機器の劣化の判断だが、庁舎の管理業務の点検の中で腐食度合いや性能について報告があり、その中から必要性の高いものから順番に整備している。
- Q 2 2 点検業務は随意契約で発注しているのか。
- A 2 2 庁舎の防災センター業務委託は指名競争入札で発注している。
- Q 2 3 受注者は変わっているのか。
- A 2 3 庁舎建設以来、同一業者が受注している。
- Q 2 4 点検して悪い箇所が見つかったところから設置メーカーが改修を実施しているということか。
- A 2 4 日常的な軽微な修繕は庁舎の管理業務の範囲として行っているが、今回のような空調機の改修等の大規模な工事については、庁舎の建設を担当した施工業者に発注している。
- Q 2 5 精通業者でなければならないということは、このシステムを変えない限り同一業者に発注するということか。
- A 2 5 このシステムは地下にある空調の大型熱源で作った冷水、温水を各階の空調機に送り、冷房、暖房を行うシステムで、今回はこの空調機の部分改修であり、システム全体をやりかえる場合は当然入札を行うこととなる。
- Q 2 6 末端の機器の修繕について他の業者では出来ないのか疑問である。緊急性がある場合はやむをえないかと思うが、まず他の業者から見積を取り、当該業者の見積と比較することが必要ではないか。それでも当該業者が安ければそれでよい。年間どのくらいの金額が改修にかかるのか。
- A 2 6 金額に関しては機器の劣化の状況や予算の関わりもあり、一定していない。
- Q 2 7 はっきり分からないということか。今回は約5百万円ほど掛かっているが、例年このくらいの金額か。
- A 2 7 今回は大型空調機の改修で部品点数が多く高めとなっている。例年は百万円～2百万円くらいである。
- Q 2 8 一度別の業者に入ってもらおうということも大切ではないか。
- A 2 8 技術的には別の業者でもできると思うが、庁舎全体の空調システムの部品交換を行い、システム全体の性能を確保していくためには、業者の瑕疵担保責任を明確にすることが重要ではないかと考えている。いろいろな業者が部品交換したのでは瑕疵担保責任が不明確となり、庁舎全体の空調システムの正常な管理は難しいと考え、当該業者と随意契約をしている。
- Q 2 9 空調システムをいずれやり替える時期が来るのだから、1社に限定しないで別の業者にも入ってもらいこのシステムを見てもらっておく必要があるのではないか。
- A 2 9 庁舎建設から十数年経過し、いずれ今のシステムをやり替えなければならない時期も来るので、環境保全のため新たな環境システムの導入も検討していく必要があると考えている。
- 業者の瑕疵担保責任が重要で随意契約にしたというが、それは成り立たないと思う。この理由では、継続的に利用し、メンテナンス工事が必要なものについては全て随意契約にしな

ければならなくなるのではないか。

危機管理に係る問題であり、入札監視委員会で取り扱うのはどうかと思うが、仮に今の業者が仕事をしなくなったり、指名停止を受けたときに、この改修工事の必要性が生じた場合に、市はどのように対応するつもりなのか。瑕疵担保責任は重要とは思いますが、将来の事故に対応するため、業者の選択肢を増やしておく必要が危機管理上必要ではないか。

最近の傾向として、集中方式から個別の空調システムに移行している。瑕疵担保責任の観点から言えば他の業者が施工したものは、自分のところは知らないと業者はよく言うため、集中方式でやっていけば1社に施工させるのはやむを得ないのではないか。

オ 配水管布設工事について

Q 3 0 この工事は鉄道の下ボックスの中に水道管を通すというものか。

A 3 0 この工事は、松永地区の継続的な安定給水のための管網整備工事で、広島県発注の県道松永港本郷線街路改良工事に合わせ実施した工事である。県はJ R山陽本線を跨ぐ高架工事と、軌道の下に人道函渠を設置する工事を行っており、人道函渠設置工事では、まず軌道の陥没を防ぐセーフティルーフを埋め、その後、人道管渠を押し込んでいく工法の工事を行っており、そのセーフティルーフの中に水道管を布設するものである。

Q 3 1 県の工事と同時施工をしたほうが工程的にも経費的にも安上がりになるということ
で同じ業者と随意契約をしたのか。

A 3 1 そのとおりである。

Q 3 2 当該工事と人道函渠工事の施工業者は同じか。

A 3 2 同一業者である。

Q 3 3 この業者の水道管工事の実績はあるのか。

A 3 3 鉄道の軌道下の工事は水道局独自で発注というわけには行かず、J Rへ委託して行うこととなるが、7、8年前の東深津町の工事のときもJ Rへ工事委託し、この業者が請負っている。

Q 3 4 線路の下工事はこの業者が独占しているのか。

A 3 4 J Rに委託しているため、よく分からない。

Q 3 5 今回はたまたま布設可能なボックスがあったが、何も無いところで鉄道の下を通そう
とするときはどうするのか。

A 3 5 J Rに工事を委託することになる。